



# 佐賀県公報

平成18年  
3月7日  
(火曜日)  
号 外

(◎は、県風規集に添付するもの)

## 目次

公 告  
○平成十八年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施 (建設住宅課)

## ○ 公 告

建築士法 (昭和25年法律第202号) 第13条の規定により、平成18年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり行います。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の17第1項の規定により指定した財団法人建築技術教育普及センターが行います。

平成18年 3月 7日

佐賀県知事 古 川 康

### 1 二級建築士試験の期日及び時間

#### (1) 学科の試験

平成18年 7月 2日 (日曜日) 午前10時から午後 5時10分まで

#### (2) 設計製図の試験

平成18年 9月 24日 (日曜日) 午前11時30分から午後 4時まで

### 2 木造建築士試験の期日及び時間

#### (1) 学科の試験

平成18年 7月 23日 (日曜日) 午前10時から午後 5時10分まで

#### (2) 設計製図の試験

平成18年10月 8日 (日曜日) 午前11時30分から午後 4時まで

### 3 試験地 (二級建築士試験及び木造建築士試験)

佐賀市

### 4 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法 (昭和22年法律第26号) による大学若しくは高等専門学校、旧大学令 (大正7年勅令第388号) による大学若しくは旧専門学校令 (明治36年勅令第61号) による専門学校において正規の建築に関する課程を修めて卒業した者又はこれらの学校において正規の土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して1年以上の実務の経験を有する者
- (2) 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令 (昭和18年勅令第36号) による中等学校において正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者
- (3) 知事が前2号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者
- (4) 建築に関して7年以上の実務の経験を有する者
- 5 受験申込手続

(1) インターネットにおける受験申込  
インターネットによる受験申込については、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

#### ア 受験申込受付期間

平成18年 4月 1日 (土曜日) から 4月 7日 (金曜日) まで

#### イ 受付時間

受付開始日の午前10時から受付最終日の午後 4時まで

#### ウ 受験申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaetc.jp/>) において、必要な事項を入力し申し込むこと。

#### (2) 受付場所における受験申込

#### ア 受付期間

平成18年 4月 10日 (月曜日) から 4月 14日 (金曜日) まで

## イ 受付地

佐賀市

## ウ 受付時間

午前10時から午後4時まで

## エ 受験申込方法

受験申込書の受付は、原則として上記(1)の受付地に設ける受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出することにより行います。ただし、離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合は、勤務先の証明書又は住民票が添付されているもの限り、郵送による申込みを認めます。郵送の場合は、必ず書留速達によることとし、申込受付最終日までの消印のあるもので、あて先を明記し所要の郵便切手をはった受験票返送用封筒が同封されたもののみ受け付けます。

## (3) 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、平成16年又は平成17年の試験の「学科の試験」(住所地の変更等の事由による場合は、他の都道府県知事が行ったものを含む。)の合格通知書を受験申込書に添付することにより行ってください。

## 6 合格者の発表

平成18年12月7日(木曜日)ごろ

なお、「学科の試験」については、平成18年9月5日(火曜日)ごろに発表します。

## 7 その他

(1) 設計製図の課題は、平成18年6月21日(水曜日)ごろから財団法人建築技術教育普及センター支部及び社団法人佐賀県建築士会の事務所に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示します。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出てください。